

原子力発第19377号  
令和2年1月30日

原子力規制委員会 殿

香川県高松市丸の内2番5号  
四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
長井啓介

### 伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、令和元年12月20日付、原子力発第19335号をもって変更認可申請しました、伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

#### 記

伊方発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の別添（伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表）について、次のとおり補正する。

- ・別添（伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表）を添付1のとおり補正する。（ただし、下線は含まない。）

以上

別添 伊方発電所原子炉施設保安規定変更比較表

備考	変更後
変更前	変更後
<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>(品質保証計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p>



卷之三

卷一

(以下、省略)

(以下、省略)

表1-2-2

3条の要求事項	3条 4.2.1 ○分類	第一次文書 (3条以外の開通案文)	制定者	第二次文書 (3条以外の開通案文)	制定者	社内規定
7.4 請求	d) 品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	品質保証基準
8.1 一般	d) 品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	原子力本部長	品質保証基準	品質保証基準
8.2.1 原子力安全の達成	d) 分析	—	—	—	—	—
8.4 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.5.1 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	c) 品質保証基準	社内規定	品質保計基準	社内規定	品質保計基準	品質保計基準
8.2.3 マネジメント監視計画	c) 品質保計基準 (11903)	原子力本部長	品質保計基準 (11903)	原子力本部長	品質保計基準 (11903)	品質保計基準 (11903)
8.2.4 緊急計画	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準 (11902)
8.3 不適合管理	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準 (133)	原子力本部長	品質保計基準 (133)	品質保計基準 (133)
8.2.5 原子力緊急時対策要領	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準 (11903)
8.4.1 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準
8.5.3 予防処置	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準

表1-2-2

3条の要求事項	3条 4.2.1 ○分類	第一次文書 (3条以外の開通案文)	制定者	第二次文書 (3条以外の開通案文)	制定者	社内規定
7.4 請求	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準
8.1 一般	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準
8.2.1 原子力安全の達成	d) 分析	—	—	—	—	—
8.4 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.5.1 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.2.2 内部監査	c) 品質保計基準	社内規定	品質保計基準	社内規定	品質保計基準	品質保計基準
8.2.3 マネジメント監視計画	c) 品質保計基準 (11903)	原子力本部長	品質保計基準 (11903)	原子力本部長	品質保計基準 (11903)	品質保計基準 (11903)
8.2.4 緊急計画	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準 (11902)
8.3 不適合管理	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準 (133)	原子力本部長	品質保計基準 (133)	品質保計基準 (133)
8.2.5 原子力緊急時対策要領	d) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準 (11903)
8.4.1 災害時の改善	d) 分析	—	—	—	—	—
8.5.2 是正処置	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準
8.5.3 予防処置	c) 品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	原子力本部長	品質保計基準	品質保計基準

表1-2-2

変更前	(保安に関する職務)	変更後
備考		
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行わることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに安全文化の醸成が行わることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>19 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに3号炉について有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行ふ体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(中略)</p>	<p>一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更</p> <p>37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉についてその他自然災害発生時ににおける原子影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動等、3号炉について重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、3号炉について大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、2号炉について電源機能喪失時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 運転員の構成人員に関する事項</li> <li>(b) 当直の引継方法に関する事項</li> <li>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(d) 巡視点検に関する事項</li> <li>(e) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(f) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(h) 定期的に実施するサーベルアンスに関する事項</li> <li>(i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉）</li> <li>(j) 火災発生時、内部溢水発生時（3号炉）、火山影響等発生時（3号炉）<del>、その他自然災害発生時等（3号炉）および有毒ガス発生時（3号炉）</del>の体制の整備に関する事項</li> <li>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉）</li> </ul> <p>（以下、省略）</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 運転員の構成人員に関する事項</li> <li>(b) 当直の引継方法に関する事項</li> <li>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</li> <li>(d) 巡視点検に関する事項</li> <li>(e) 異常時の措置に関する事項</li> <li>(f) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(h) 定期的に実施するサーベルアンスに関する事項</li> <li>(i) 誤操作の防止に関する事項（3号炉）</li> <li>(j) 火災発生時、内部溢水発生時（3号炉）、火山影響等発生時（3号炉）<del>、その他自然災害発生時等（3号炉）および有毒ガス発生時（3号炉）</del>の体制の整備に関する事項（3号炉）</li> <li>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項（3号炉）</li> </ul> <p>（以下、省略）</p>	

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に行うことを探る。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に關し保安の監督を誠実に行うことを探る。</p> <p>（1）原子炉施設の運転に關し保安上必要な場合は、運転に從事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>（2）表9-1に定める事項について、所長の承認に先だち確認する。</p> <p>（3）表9-2に定める事項について、各課長からの報告内容等を確認する。</p> <p>（中略）</p>	本頁変更なし

## 変更前

変更後  
備考

表9-2

条文	内容	条文	内容
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の2の2 〔火山影響等発生時の体制の整備〕	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の2の2 〔火山影響等発生時の体制の整備〕	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第17条の3〔その他自然災害発生時等の体制の整備〕	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3〔その他自然災害発生時等の体制の整備〕	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の3の2 〔有毒ガス発生時の体制の整備〕	有毒ガス発生時に講じた措置の結果
第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める成立性の確認訓練の結果
第17条の7〔地震・火災等発生時の措置〕	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第84条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第17条の7〔地震・火災等発生時の措置〕	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第87条〔運転上の制限を満足しない場合〕	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第84条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認
第88条〔予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合〕	第2項に定める必要な安全措置 第3項に定める点検時の措置の実施 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第87条〔運転上の制限を満足しない場合〕	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第90条(異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査 および対応措置	第88条〔予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合〕	第2項に定める必要な安全措置 第3項に定める点検時の措置の実施 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第91条(異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	第90条(異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査 および対応措置
第96条(燃料の取替等)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第91条(異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束
第133条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第96条(燃料の取替等)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第133条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合
放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合

表9-2

表9-2

条文	内容	条文	内容
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2 内部溢水発生時の体制の整備	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の2の2 〔火山影響等発生時の体制の整備〕	火山影響等発生時に講じた措置の結果	第17条の2の2 〔火山影響等発生時の体制の整備〕	火山影響等発生時に講じた措置の結果
第17条の3〔その他自然災害発生時等の体制の整備〕	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の3〔その他自然災害発生時等の体制の整備〕	地震、津波および竜巻等が発生した場合に講じた措置の結果
第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める成立性の確認訓練の結果	第17条の3の2 〔有毒ガス発生時の体制の整備〕	有毒ガス発生時に講じた措置の結果
第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果	第17条の5〔重大事故等発生時の体制の整備〕	第1項に定める成立性の確認訓練の結果
第17条の7〔地震・火災等発生時の措置〕	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の6〔大規模損壊発生時の体制の整備〕	第1項に定める技術的能力の確認訓練の結果
第84条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認	第17条の7〔地震・火災等発生時の措置〕	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果
第87条〔運転上の制限を満足しない場合〕	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行	第84条(重大事故等対処設備)	要求される代替措置の確認
第88条〔予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合〕	第2項に定める必要な安全措置 第3項に定める点検時の措置の実施 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第87条〔運転上の制限を満足しない場合〕	第11項に定める運転上の制限を満足していると判断した場合 第11項に定める原子炉熱出力の上昇または原子炉起動状態へ近づくモードへの移行
第90条(異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査 および対応措置	第88条〔予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合〕	第2項に定める必要な安全措置 第3項に定める点検時の措置の実施 第11項に定める運転上の制限外から復帰していると判断した場合
第91条(異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束	第90条(異常時の基本的な対応)	第1項または第2項に該当する事態が発生した場合の原因調査 および対応措置
第96条(燃料の取替等)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第91条(異常時の措置)	第90条第1項または第2項に該当する事態の収束
第133条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第96条(燃料の取替等)	第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果
第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	第133条(報告)	運転上の制限を満足していないと判断した場合
放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	第90条第1項または第2項に該当する事態が発生した場合	放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合
外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合

(以下、省略)

(以下、省略)

備考	変更後
変更前	
(火災発生時の体制の整備)	<p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制として、次の事項を含む火災防護計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>火災防護計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）おおよび自然災害対応に係る実施基準」に従つて実施する。</p> <p>（以下、省略）</p>
(火災発生時の体制の整備（3号炉）)	<p>(火災発生時の体制の整備（3号炉）)</p> <p>第17条の2 防災課長は、火災が発生した場合（以下、「火災発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）おおよび自然災害対応に係る実施基準」に従つて実施する。</p> <p>（以下、省略）</p>
(火山影響等発生時の体制の整備（3号炉）)	<p>(火山影響等発生時の体制の整備（3号炉）)</p> <p>第17条の2の2 防災課長は、火山影響等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動※<sup>1</sup>を行う体制として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）おおよび自然災害対応に係る実施基準」に従つて実施する。</p> <p>（以下、省略）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備（3号炉）)</p> <p>第17条の3 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあつては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）および自然災害対応に係る実施基準」に従つて実施する。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>(その他自然災害発生時等の体制の整備（3号炉）)</p> <p>第17条の3 3号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害（「地震、津波および竜巻等」をいう。以下、本条において同じ。）が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動<sup>※1</sup>を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあつては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更基準」に従つて実施する。</p> <p>（以下、省略）</p>	

変更前	変更後	備考
(規定なし)	(有毒ガス発生時の体制の整備（3号炉）) <p>第17条の3の2 3号炉について、放射線・化学管理課長は、<u>発電所敷地内</u>において有毒ガスを確認した場合（以下「有毒ガス発生時」という。）における運転員等の防護のための活動※1を行いう体制の整備として、次の事項を含む計画を定め、所長の承認を得る。計画の策定にあたっては、添付2に示す「火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従つて実施する。</p> <p>(1) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な教育および訓練の実施に関すること</p> <p>(3) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2 各課長は、前項の計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>3 各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1：有毒ガス発生時に行う活動を含む。（以下、本条において同じ。）</p>	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更



変更前	変更後	備考
<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第130条 人材育成課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表130－1、表130－2および表130－3の実施方針にもとづいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(中略)</p>	本頁変更なし

表130-1 保安教育實施方針(總括表)

※※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について「十分な知識および技能を有している」と認めた者については、該当する教育について省略ができる。

※2、各対象者に要求されている教育項目は、対象者となつた時点から課せられる。

※3、重大事事故等における大規模爆発発生時に伴う避難行動の実施方法についての訓練

内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害発生時の措置に関するこ

実施時期は1回／年次とする。

※4: アジテドマネジメント対応については、支援組織員を対象とする。

THE JOURNAL OF CLIMATE

## 変更後

### 参考

表130-1 保安教育実施方針(総括表)

保安教育の内容				対象者と教育時間※2			
				運転員			
大分類 (実用規則第92条 の内容)	中分類 (原子炉等規制法 による規定の遵守に よる保安)	小分類 (項目)	内 容	実施時期	当直長 副当直長	主任 班長	運転員
入所時に 実施する 教育 ※1	原子炉施設の構造、 性能に関すること	設備概要、 主要系統の機能	原子炉等規制法 による規定の遵守に よる保安	原子炉等規制法に觸連する法令の概要、ならびに関係法令 および保安規定の遵守に関すること	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
				原子炉のしくみ 原子炉容器等主要機器の構造に関すること 原子炉冷却系系統等主要系統の機能・性能に関すること	○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上) ○ (0.5時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常時の場合に講ずべき処置の概要	非常時の場合に講ずべき処置の概要	非常時の場合に講ずべき処置の概要	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)
放射線業務 従事者 教育 ※1	原子炉施設の構造、性能に関すること	関係法令および保安規定の遵守に関すること	法令、労働安全衛生規則における職場の關係各項	電離放射線障害防止規則の關係各項	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	放射線管理に関すること	原子炉施設の運転に講じること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	電離放射線障害防止規則の關係各項	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	核燃料物質および保安 汚染された物の取扱いに関すること	核燃料物質および保安規定の遵守に関すること	原子炉、放射性廃棄物の廃棄設備および その他の設備の構造に関すること	電離放射線障害防止規則の關係各項	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	非常の場合に講ずべき処置に関すること	非常時の場合に講ずべき処置に関すること	原子炉施設の運転に講じること	電離放射線障害防止規則の關係各項	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	関係法令および保安 規定の遵守に関するこ と	関係法令および保安規定の遵守に関するこ と	運転上の留意事項に講じること	運転上の留意事項に講じること	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			運転上の留意事項に講じること	運転上の留意事項に講じること	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			異常時対応(中央制御室内対応)※3	異常時対応(中央制御室内対応)※3	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			シミュレータ訓練Ⅰ(直員連携訓練) 警報発生時対応訓練	シミュレータ訓練Ⅱ(起動停止・異常時・ 警報発生時対応訓練) シミュレータ訓練Ⅲ(起動停止・異常時・警報発生時対応・ 判断・指令命令訓練)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			運転訓練	1回／10年毎 以上	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			保守管理	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
その他 反復教育	放射線管理に関すること	保守管理計画に関すること	保守管理の実施	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
	核燃料物質および 汚染された物の取 扱いに関すること	保守管理計画に関すること	保守管理の実施	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
		放射線管理に関する こと	放射線測定器の取扱い 管理区域への出入り管理等、区域管理に 関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			線量限界等、被ばく管理に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			外部放射線に係る線量当量率等の測定に 関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			管理区域外への移動等物品移動の管理に 関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			協力会社の放射線防護に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			放射性廃棄物の管理	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			燃料の管理	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			緊急事態応急対策等、原子力防災対策に関する (アシシメントマネジメント対応を含む)	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設 の保全のための活動に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			火災、内部溢水および火山噴發等発生時、その他自然災害 (地震、津波および電巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時 の措置に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			非常の場合に講ずべき処置に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			非常時の場合に講ずべき処置の概要	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			非常時の場合に講ずべき処置に関すること	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)
			非常時の場合に講ずべき処置の概要	運転訓練	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)	○ (1時間以上)

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識  
および技能を有していると認められた者については、該当する教育に講じて省略することができる。  
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者どなつ時点から課せられる。  
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、  
内部溢水および火山噴發等発生時、その他自然災害(地震、津波および電巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時  
の措置に関することを含み、その実施時期は回／年以上とする。  
※4:アシシメントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。

○:全員が教育の対象者  
○:業務に関連する者  
×:教育の対象外  
():合計の教育時間

実用発電用原子炉及び設備の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識  
および技能を有していると認められた者については、該当する教育に講じて省略することができる。  
※2:各対象者に要求されている教育項目は、対象者どなつ時点から課せられる。  
※3:重大事故等および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関すること、火災、  
内部溢水および火山噴發等発生時、その他自然災害(地震、津波および電巻等)発生時ならびに有毒ガス発生時  
の措置に関することを含み、その実施時期は回／年以上とする。

※4:アシシメントマネジメント対応については、支援組織要員を対象とする。



## 変更後

## 備考

表130-3 保安教育実施方針(運転員等)

保安教育の内容			具体的な教育内容			
中分類	小分類 (項目)	細目				
関係法令および 保安規定の遵守 に關すること	原子炉施設保安規定	原子炉物理・臨界管理	総則、品質保証、保安管理体制、保安教育、記録および報告に関する規則の概要、なじみびに關係法規および保安規定の遵守に関すること 保安に關する各組織および各職務の具体的役割と確認すべき記録	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
	運転管理 I	運転点検・定期的 検査 I	運転上の留意事項についての概要 運転上の制限の概要 異常時の措置の概要	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		巡視点検・定期的 検査 II	巡視点検の範囲と確認項目 定期的に実施するサーベーランスの内容と頻度	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		異常時対応※3 (現場機器対応)	原子炉の起動停止の概要 定期的に実施するサーベーランスの内容と頻度	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
運転管理	運転管理 II	運転上の留意事項の具体的値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	各設備の運転操作の概要(現場操作) 警報発生時の対応操作(現場操作) 異常時操作の対応(現場操作)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
原子炉施設の運転 に關すること	運転管理 III	運転上の留意事項の具体的値と制限を超える場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	運転上の留意事項の具体的値と制限を超えた場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		異常時対応※3 (中央制御室内対応)	原子炉の起動停止に関する操作と監視項目 各設備の運転操作と監視項目 警報発生時の対応操作(中央制御室) 異常時操作の対応(中央制御室)	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		運転訓練	運転上の留意事項の根拠と制限を超える場合の措置 異常時の措置を実施する際の運転操作基準の根拠	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
		保守管理	異常時対応※3 (指揮、状況判断) シミュレータ訓練 I シミュレータ訓練 II シミュレータ訓練 III 保守管理計画に 関すること I 保守管理計画に 関すること II	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○
核燃料物質 および 核燃料物質により 汚染された物の 取扱いに 關すること	放射性廃棄物 管理	定期検査時の検査項目概要 定期検査時の検査項目の根拠 定期検査時の検査項目概要 定期検査時の検査項目の根拠 燃料の廃棄物の管理に關すること 燃料の廃棄物の管理に關すること	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。

※2:記載するにあたつての考え方は、以下の通り。

・本教育は、同一細目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある

(ある教育で、複数の細目をカバーする場合もある)。

・この〇年間で〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、

上表はこの教育時間の中に含まれていることから細目毎の時間の区別は行わない。

・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

※3:重大事故等および大規模損壊発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に關すること、

火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害発生時ならびに有毒ガス発生時

の措置に關することを含む。

○:全員が教育の対象者。  
(隸属する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)  
×:教育の対象外

実用発電用原子炉及びその附屬施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更

（協力会社従業員への保安教育）	変更前	変更後	備考
<p>（協力会社従業員への保安教育）</p> <p>第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができます。</p> <p>（中略）</p> <p>5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130-1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時ならびにその他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時に有毒ガス発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130-1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、所長の承認を得る。</p> <p>（以下、省略）</p>	<p>（協力会社従業員への保安教育）</p> <p>第131条 人材育成課長は、原子炉施設に関する作業を協力会社が行う場合は、当該協力会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表131の実施方針にもとづいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認めた者については、該当する教育について省略することができます。</p> <p>（中略）</p> <p>5 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時に有毒ガス発生時の措置における業務の補助を協力会社に行わせる場合は、当該業務に従事する協力会社従業員に対し、表130-1の保安教育のうち「火災、内部溢水および火山影響等発生時、その他自然災害（地震、津波および竜巻等）発生時ならびに有毒ガス発生時の措置に関すること」の実施計画を「左記以外の技術系所員」に準じて定めていることを確認し、所長の承認を得る。</p> <p>（以下、省略）</p>		

変更前	変更後	備考
<p>(前略)</p> <p>附 則（令和元年7月12日）  <u>（施行期日）</u>  第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、10日以内に施行する。ただし、平成31年1月1日以後最初の施設定期検査を終了した日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>(前略)</p> <p>附 則（令和元年7月12日）  <u>（施行期日）</u>  第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、有毒ガス防護の工事の計画に係る全ての工事が完了した時の工事における使用前検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p>	<p>附則の追加</p>

変更前	変更後
備考	
	<p>添付2 火災, 内部溢水, 火山現象（降灰）<u>および</u>            自然災害対応に係る実施基準  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{第17条, 第17条の2, 第17条の2の2} \\ \text{および第17条の3関連} \end{array} \right)</math> </p> <p>添付2 火災, 内部溢水, 火山現象（降灰）<u>および</u>            自然災害<u>および有毒ガス対応に係る実施基準</u>  <math display="block">\left( \begin{array}{l} \text{第17条, 第17条の2, 第17条の2の2} \\ \text{第17条の3および第17条の3の2関連} \end{array} \right)</math> </p> <p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更</p>

備考	変更後	変更前
<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更(以下、本頁において同じ)</p> <p>火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害<del>および有毒ガス</del>対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災が発生した場合、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山影響等発生時<del>および</del>その他自然災害が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>(中略)</p> <p>(規定なし)</p> <p>7 有毒ガス</p> <p>放射線・化学管理課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員および緊急時対策所（EL. 32m）で重大事故等に對処するために必要な指示を行う要員（以下「運転員等」という。）の防護のための活動を行う体制の整備として、次の7.1項から7.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行つために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>7.1 要員の配置</p> <p>所長は、発電所敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に随行・立会する者（以下「立会人等」という。）ならびに有毒ガス発生時に備え、有毒ガスの発生を終息させるために必要な措置（以下「終息活動」という。）を行ふ要員等を配置する。</p> <p>7.2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理課長は、終息活動を行ふ要員に対して、終息活動等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>7.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行うために必要な防護具等の資機材を配備する。</p> <p>7.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 有毒ガス防護の確認に関する手順</p> <p>(a) 放射線・化学管理課長は、発電所敷地内ならびに中央制御室等から半径10km近傍に新たなる有毒化学物質を確認し、発電所敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるとある有毒化学物質（以下「固定源」という。）または可動源と特定した場合は、有毒ガスが発生した場合の影響評価を実施し、評価結果に基づき必要な有毒ガス防護を実施する。</p> <p>(b) 各課長は、有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガスの影響を軽減するための防護堤、中和槽等について、適切に運用管理を実施する。</p> <p>b. 有毒ガス発生時の防護に関する手順</p> <p>各課長は、可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備および緊急時対策所（EL. 32m）換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等の対策を実施する。</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象（降灰）、自然災害<del>および有毒ガス</del>対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災が発生した場合、原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山影響等発生時<del>および</del>その他自然災害が発生した場合において有毒ガスを確認した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>火災、内部溢水、火山現象（降灰）、<del>自然災害</del>および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、火災が発生した場合、発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合、火山影響等発生時<del>および</del>その他自然災害が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p>

変更前 (規定なし)	変更後	備考
	<p>7.5 有毒ガス発生時ににおける運転員等の防護のための活動の実施 各課長は、7.1 項から 7.4 項で定めた計画に基づき、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を実施する。</p> <p>7.6 定期的な評価 (1) 各課長は、7.5 項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、放射線・化学管理課長に報告する。 (2) 放射線・化学管理課長は、7.1 項から 7.4 項で定めた事項について1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて計画の見直し等必要な措置を行う。</p> <p>7.7 原子炉施設の災害を未然に防止するための措置 各課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更(以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表ー1から表ー19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>(中略)</p>	<p>添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第17条の5および第17条の6関連)</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故に至るおそれがある事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表ー1から表ー19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>j. 各課長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備にあたっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。</p> <p>k. 放射線・化学管理課長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員および発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするたための手順と体制を定める。</p> <p>(a) 可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備および緊急時対策所(EL. 32m)換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等により、運転員および発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に對処するため必要な指示を行うようにする。</p> <p>l. 放射線・化学管理課長は、予期せぬ有毒ガスの発生時に、運転員および発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行いうことができるようになります。</p> <p>(規定なし)</p> <p>(規定なし)</p> <p>25</p>	<p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p> <p>本「実施基準」は、重大事故もしくは重大事故が発生した場合または大規模な自然災害もしくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合に對処しうる体制を維持管理していくための実施内容について定める。</p> <p>また、重大事故等の発生および拡大の防止に必要な措置の運用手順等については、表ー1から表ー19に定める。なお、多様性拡張設備を使用した運用手順および運用手順の詳細な内容等については、社内規定に定める。</p> <p>(中略)</p> <p>1 重大事故等対策</p> <p>1.1 重大事故等対策のための計画の策定</p> <p>(中略)</p> <p>(7) 手順書の整備</p> <p>(中略)</p> <p>j. 各課長は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の圧力および温度が通常運転時よりも高い状態が継続する場合等に備えて、機能喪失した設備の部品取替による復旧手段を整備する。整備にあたっては、主要な設備の取替部品をあらかじめ確保するとともに、同種の設備に使用されている部品を用いた復旧を考慮する。</p> <p>k. 放射線・化学管理課長は、有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員および発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準以下とするたための手順と体制を定める。</p> <p>(a) 可動源に対し、立会人等の同行、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備および緊急時対策所(EL. 32m)換気設備の隔離、防護具の着用ならびに終息活動等により、運転員および発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に對処するため必要な指示を行うようにする。</p> <p>l. 放射線・化学管理課長は、予期せぬ有毒ガスの発生時に、運転員および発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行いうことができるようになります。</p> <p>(規定なし)</p> <p>(規定なし)</p> <p>25</p>

備考	変更後	変更前
(規定なし)	<p>m. 放射線・化学管理課長は、有毒ガスの発生による異常を検知した場合に、当直長に連絡し、運転員が通信連絡設備により、有毒ガスの発生を必要な要員に周知する。</p> <p>1.2 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動の実施 各課長は、1.1で定めた計画に基づき、重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動を適切に行う。</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正に伴う発電用原子炉設置変更許可申請書記載事項の一部追加による変更</p>